

名取・大木法律事務所

経済安全保障を中心に、技術流出防止・営業秘密管理、サイバーセキュリティ、不正調査、AI法務等をトータルサポート

経済安全保障推進法務を中心に据えた「リーガルサービスを越えた」サービスの提供

当事務所では、各企業の経済活動の源泉であり、いわば心臓部分に当たる重要な情報や技術を守ることをリーガルサポートのコアと考えております。これは、当該企業だけではなく、その企業で働く社員の皆様や、その家族の皆様を守ることに繋がります。そして、色々な企業を守ることは、究極的には国の経済や国を守ることに繋がると考えております。このような思いから、当事務所では、経済安全保障推進を中心的に取り組んでおります。

もっとも、現在、経済安全保障推進に先駆けて取り組んでいるのは、プライム上場企業を中心とした巨大企業ばかりです。当事務所でも、これまでに、重機械関係、防衛関係、精密機器、半導体のメーカー、エネルギー関係のインフラ事業者などのクライアント様に対して、経済安全保障推進法務をご支援してきました。

しかし、経済安全保障推進は、企業の業種や規模を問わずに、わが国の企業全体として取り組まなければならない喫緊かつ永遠の課題です。「技術・情報を守る、企業を守る、わが国の経済を守る」ためには当然のことです。昨年、首相交代以降、急加速している経済安全保障推進ニーズは、各企業にとって、より先鋭化した経営課題となっております。

当事務所では、技術流出防止・営業秘密管理法務、インサイダーリスクマネジメント(ヒトのリスク管理)、不正調査、AI法務、法務監査、紛争法務といった個別具体的なリーガルサービスをご提供しておりますが、これらはいずれも経済安全保障推進法務という大きな目的に集約されるもの

と考えております。

そして、経済安全保障リスクとして考慮されるべき例としては、典型例である地政学リスクのほか、サプライチェーン・バリューチェーンのリスク、国際経済や国際関係や同土国戦略に起因するリスク、組織的なリスク、規制・制裁リスク、サイバーセキュリティリスク、技術流出リスク、先端技術に関するリスク、インフラ・重要設備リスク、破壊的イノベーションリスクなど枚挙に暇がありません。そのため、経済安全保障推進にあたっては、法務面だけでは全く不十分です。

そこで、当事務所では、経済安全保障リスクマネジメントの専門家や技術リスクマネジメントの専門家とも提携しつつ、「リーガルサービスを越えた」経済安全保障推進サービスを提供しております。

当事務所におけるこれまでのご支援例としては、経済安全保障推進法におけるリスク管理措置対応のほか、経済安全保障推進室・ワーキンググループの設立・運用支援・ガバナンス強化、コア技術・コア人材の特定・評価・脆弱性評価・対策支援、技術流出ルートや脅威の特定・リスク評価・対策支援、人的リスクマネジメント体制のリスクの洗い出し・評価・対策支援、サプライチェーンやバリューチェーンにおけるリスクやチョークポイントの把握・リスク評価・対策支援、技術流出をテーマにした有事対応時における体制整備、AIガバナンス構築・AIリスクマネジメントなど、非常に多岐にわたります。

これらのご支援例は、従来の法的リスクへの対応にとどまらず、地政学リスクや規制リスク、サプライチェーンリスク・バリューチェーンリスクを踏まえた技術流出リスク対応やインサイダーリスク等の人的リスク対応にわたるため、当事務

所では、「リーガルサービスを越えた」総合的な経済安全保障推進サービスとして取り組みを行っております。この取り組みの一環として、後述するコンサルティングファームとのワンストップサービスのご提供も行っております。

これまでにご支援させていただいてきた多くの企業様の多数の取組事例から反映した総合的な支援を行うことが可能です。

セキュリティ・クリアランス制度対応支援

セキュリティ・クリアランス制度(以下「SC制度」といいます。)は、経済安全保障推進の一環となる制度であり、令和7年5月16日に施行された重要経済安保管護活用が根拠法となります。

国が民間企業に対して、SC制度活用の打診を本格化していくのは、令和8(2026)年以降とされています。一部の法人に対してのSC制度活用はすでに令和7年中から行われております。

SC制度の対象となることが予定される企業においては、重要経済安保管護活用への対応はもとより、自社内の制度を整合的に改定していく必要があります。例えば、個人情報の管理のほか、人的管理措置、組織的管理措置、物理的・施設的管理措置、技術的管理措置、波及する労働法制や会社法上の問題への対応が挙げられます。これらは、内閣府が資料としている重要経済安保管護取扱規程例では対応できない部分ですので、各社において、体系的・整合的な対応をしていく必要があります。

当事務所では、令和7年以前に先んじてSC制度対応を行っている複数の企業様のご支援を行っております。

当事務所におけるこれまでのご支援例としては、SC制度対応に向けた内部体制確立・ガバナンス対応支援、SC制度対応に向けた人的・組織的・物理的・技術的管理体制強化、SC制度対応に向けた人的・労働法制上の論点の洗い出し及び対策支援、SC制度対応に向けた内規類(諸マニュアル含む)・関連規程類の整備、適合事業者認定対応・適性評価対応全般、適性評価対応全般支援、契約行政機関との折衝、社内関係部署との連携体制構



代表弁護士 大木 裕於奈

築など、多岐にわたるSC制度全体にまつわること支援を行っております。

SC制度対応は、適合事業者認定後もシームレスかつ不断のサイクルが必要となります。もっとも、法定された指定手続対応以降のプロセスに先立ち、事前のSC制度対応導入段階での適切な事前対応が極めて重要となります。例えば、先んじて対策を講じる必要がある体制・規程・内規類の作成・整備、関連部署に対してSC制度対応の教育、適性評価対応準備、自社におけるSC制度対応関係の論点の洗い出しなどが対応導入段階として必要となります。

また、当事務所では、複数の企業様において、セキュリティ・クリアランス制度対応と紐づけて、人的リスクマネジメント体制のリスクの洗い出し・評価・対策支援や、自社クリアランス制度創設支援・コア人材把握管理強化・バックグラウンドチェックの実効化支援、人権デューデリジェンス・人権リスクマネジメント支援(その他関連するESG法務支援含む)といった、インサイダーのみならず、サードパーティのリスクを含む自社の人的リスクマネジメントや自社内のクリアランス(ヒトの認証)制度のご支援を行っております。

各企業様へのこれまでのご支援を通じて、単なる重要経済安保管護活用への個別具体的な

法対応にとどまらず、この対応を通じて、人的リスクや組織的・物理的・技術的管理リスクに総合的に対応し、自社の情報管理レベルを向上させることが非常に重要であると考えております。

CS×HRM

当事務所は、設立以来、サイバーセキュリティ法務と人事労務法務をクロスオーバーさせたリーガルサポートを提供してまいりました。

前述のとおり、その目的は、各企業の心臓部分に当たる当該企業の基盤となる重要な情報や技術を守ることです。これは、その企業で働く社員の皆様や、その家族の皆様を守ること、ひいては、国の経済や国を守ることに繋がると考えております。

このような目的を達成する手段として、企業のサイバーセキュリティ強化およびHRMは不可欠です。HRMには、3つの意味があります。Human Risk Management (人的リスク対応)、Human Resource Management (人的資源管理)、およびHuman Rights Management (人権リスク対応)の3つです。

当事務所では、従来、専門領域が異なるとされ

るサイバーセキュリティ法務、技術流出防止、個人情報管理、セキュリティ管理などの技術的・物理的側面をサポートする法務(「CS法務」と)、人的管理措置、人的脆弱性克服、人事労務法務といった人的側面に関する法務(「HR法務」)を不可分一体的に強化するためのご支援を行ってまいりました。

従来のリーガルサービスでは、サイバーセキュリティ確保に関する物理的措置やデータセキュリティやアクセス制限などといった技術的な管理措置と、体制や規程の整備、アセスメント、マニュアルや研修による現場の人間への落とし込み、従業員のSNS利用やテレワーク、兼業・副業の問題などといった人的管理措置や人事労務分野とは、それぞれ別領域の問題として、分断的なケアしかされてこなかったという問題がありました。

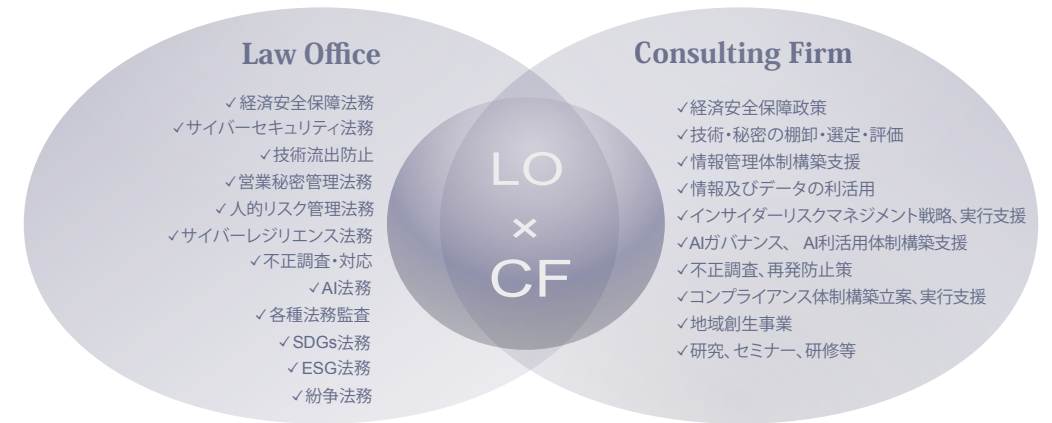
しかし、サイバーセキュリティの確保を行うのは「人」、その体制を構築するのは「人」、その規程等の対象となるのは「人」、その確保に向けたチェックを行うのも、サイクルを回すのも「人」です。他方、サイバーセキュリティのリスクをもたらすのも、営業秘密の侵害を行うのも「人」です。このように、サイバーセキュリティの確保と「人」は不可分です。

そこで、当事務所では、サイバーセキュリティ法務も「人」からのアプローチが不可欠である分野と位置づけ、従来の専門領域や部署をまたぐ両専門分野を一体的に強化するためのリーガルサービスを提供させていただいております。

コンサルティングファームとのワンストップサービスの提供

当事務所と一体的にワンストップサービスを提供するため、経済安全保障、技術流出対策・企業秘密管理、情報・データの利活用、インサイダーリスクマネジメント、AIガバナンスをはじめとする、企業を取り巻くリスク・ガバナンス・コンプライアンスをトータルサポートする専門特化型コンサルティングファームである、LUコンサルティング株式会社を運営しております。

経済安全保障推進をはじめとして、先端的・多岐的な取り組みを行うにあたっては、従来のリーガルサービスの枠組みでは不十分であり、「リー



ガルサービスを越えた」サービスの提供が不可欠となるため、コンサルティングファームによるワンストップサービスを実現できるように体制構築しております。

同社では、リスクマネジメントコンサルティングファーム、情報提供機関、システムセキュリティ会社、物理セキュリティコンサルタント、フォレンジック会社などと提携しつつ、弁護士や公認不正検査士、経済安全保障専門コンサルタント等の専門家がメンバーとして参画しております。

不正対応力強化・TTX

不正事案等が発生した際の危機対応において、意思決定、役割・責任、情報共有・連携、対外対応、調査対応、法的対応が失敗するケースは枚挙に暇がありません。

TTXは、机上で行う危機対応シミュレーション訓練であり、リアルな危機シナリオに基づき、対応手順・意思決定プロセス・部門間連携を検証する実践的な手法です。

TTXのポイントは、有事で致命傷を負う前に、課題を洗い出し(平時に安全に失敗すること)、実際の危機で起こる失敗を机上で経験することにより(失敗パターンを体感すること)、失敗から学び、対応力を高めること(有事の成功確率を向上させること)にあります。一言で言えば、「うまくやること」ではなく「しっかり失敗すること」が肝要です。

実際に起こりうる複雑な状況を設定した自社リスクに即したリアルなシナリオをもとに、TTXにおいて、しっかり失敗したことから失敗の根本

原因を掘り下げ、具体的な改善アクションに落とし込むことをご支援しております。

TTXは1回だけ行っても効果は限定的ですので、年1~2回定期実施し、毎回異なる失敗パターンを通じて、前回の改善点を次回に検証していくことが重要となります。

この際、客観的な視点と専門知識の導入、自社組織内の「当たり前」を疑う視点を持って、的確なフィードバックと改善提案を行うことが必要不可欠ですので、外部専門家を活用することが肝要となります。

当事務所では、リスクマネジメントの専門家とも提携のうえ、実践力の高いTTXを実施させていただいております。



名取・大木法律事務所
 弁護士数:6名(2026年1月現在)
 共同代表パートナー弁護士:大木怜於奈(東京弁護士会)
 〒107-6030
 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル30階
 TEL:03-3568-3570(代表)

当事務所は、名取勝也弁護士が代表パートナー弁護士であったITN法律事務所名取チーム(旧:名取法律事務所)と、大木怜於奈弁護士が代表であった弁護士法人レオユニテッド銀座法律事務所との統合により、2026年1月設立。
 また、当事務所は、経済安全保障推進法務を中心に据え、サイバーセキュリティ、営業秘密管理、人的リスク・人権リスク管理、不正調査、AI法務、各種監査、紛争法務など企業を取り巻くリスクとガバナンスをトータルサポートいたします。